

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき、公告する。

令和７年９月４日

秋田県知事 鈴木 健 太

１ 入札に付する事項

- | | |
|-----------|-----------------------|
| （１） 委託業務名 | 主要変圧器等絶縁油性能試験業務委託 |
| （２） 委託番号 | ０７－ＤＫ－Ａ５ |
| （３） 委託場所 | 秋田県秋田市山王三丁目１番１号 |
| （４） 委託期間 | 契約締結日から令和８年１月３０日（金）まで |
| （５） 委託概要 | 絶縁油性能試験 ８検体 |

２ 入札に関する日程

- | | |
|-------------------|---------------------|
| （１） 設計図書等閲覧期間 | 令和７年９月２２日（月）午前１０時まで |
| （２） 設計図書等に対する質問期限 | 令和７年９月１１日（木） |
| （３） 上記質問に対する回答期限 | 令和７年９月１６日（火） |
| （４） 入札参加資格確認等申請期限 | 令和７年９月１７日（水）午後３時 |
| （５） 入札及び開札日 | 令和７年９月２４日（水）午前１０時 |

３ 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （３） 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県からの受注業務に関し、指名停止又は指名差し控えの措置を受けていない者。
- （４） 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- （５） 過去１０年間に於いて、国、地方公共団体又は旧一般電気事業者の発注する変圧器絶縁油の油中ガス分析業務を元請負者として履行した実績があること。
- （６） 秋田県の建設業者等級格付名簿、建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿、庁舎維持管理業者登録名簿又は物品供給業者登録名簿に登載されていること。

４ 入札及び開札の執行日時及び場所

令和７年９月２４日（水）午前１０時
秋田市山王三丁目１番１号 秋田県庁第二庁舎６階
秋田県産業労働部公営企業課内 会議室

５ 競争入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次により提出しなければ

ばならない。

① 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 誓約書

ウ 過去10年間に於いて、国、地方公共団体又は旧一般電気事業者の発注する変圧器絶縁油の油中ガス分析業務を履行した証として、契約書及び履行を確認できる書類（発注仕様書等含む。）

② 提出期間

入札公告の日から令和7年9月17日（水）午後3時まで（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

③ 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は上記②の期間内必着とする。

④ 提出場所

秋田県産業労働部公営企業課 企業総務チーム

⑤ 提出部数 1部

⑥ 競争入札参加資格確認申請書等の様式

秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 入札参加の辞退

競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出した後、落札者が決定されるまでの間において、入札参加資格を有しないこととなったとき、又は、入札参加を辞退するときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

7 設計図書等の閲覧

本委託に係る契約書案、仕様書、金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）については、令和7年9月22日（月）午前10時まで美の国あきたネットに掲載する。

8 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和7年9月11日（木）までに書面により秋田県産業労働部公営企業課へ提出すること。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和7年9月16日（火）までに美の国あきたネットに掲載する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約締結時までに規程の規定による方法で納付しなければならない。ただし、規程第76条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。

11 入札書等の提出

- (1) 入札は、入札執行時間に達したときに入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げ、入札参加者に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させることにより行う。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。
- (3) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札金額とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.2 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、差し替え及び撤回はできない。

1.3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者(免除された者を除く)又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 落札決定の日までの間において、「3 入札参加資格」に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 記名押印を欠く入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

1.4 開札の方法等

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席のもと行うものとする。
- (2) 入札参加者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。
- (5) 入札は2回までとし、2回目の入札を終えても落札者がいない場合は、入札価格が最も低い者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 開札執行場所に持参するもの
 - ①入札書
 - ②開札に立ち会う者の身分証明書(自動車運転免許証等)
 - ③再度の入札に使用する印鑑(印影の変化する印鑑を除く。)
 - ④委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)
- (7) 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を有効なものとして執行するものとする。

1.5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定するとともに、入札参加者に対し、入札結果通知書により通知するものとする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は、落札者として決定しない。

- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は、当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。
- (7) (6)の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

1 6 落札決定後の提出書類

- (1) 落札者は、秋田県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1)の書面の発行日は、入札公告の日以降のものでなければならない。
- (3) (2)の規定にかかわらず、社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面については、落札者が、秋田県が発注した他の業務において、当該書面を提出している場合は、当該書面の発行日が入札公告の日から落札決定の日の属する月内に限り、その写しを提出しても差し支えないものとする。

1 7 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しない。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が「3 入札参加資格」に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令及び秋田県公営企業財務規程等の定めるところによる。

1 8 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

課 所 名 秋田県産業労働部公営企業課

企業総務チーム（入札に関する事項）

発電管理チーム（設計図書等に関する事項）

住 所 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電話番号 018-860-5011（企業総務チーム）

018-860-5072（発電管理チーム）

FAX 番号 018-860-5831（共通）

E メール koueikigy@pref.akita.lg.jp（共通）